

HSBC中東株式厳選ファンド

【商品分類】 追加型投信／海外／株式 【設定日】 2026年4月27日 【決算日】原則、4月27日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	9,732円
純資産総額	7.69億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

	純資産比
公社債	79.62%
国債証券	79.62%
コール・ローン等	20.38%

※ オフバランス部分で担保付スワップ取引を98.81%組入れています。

期間別騰落率

	当ファンド
過去1か月間	-2.65%
過去3か月間	-
過去6か月間	-
過去1年間	-
過去3年間	-
過去5年間	-
設定来	-2.68%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

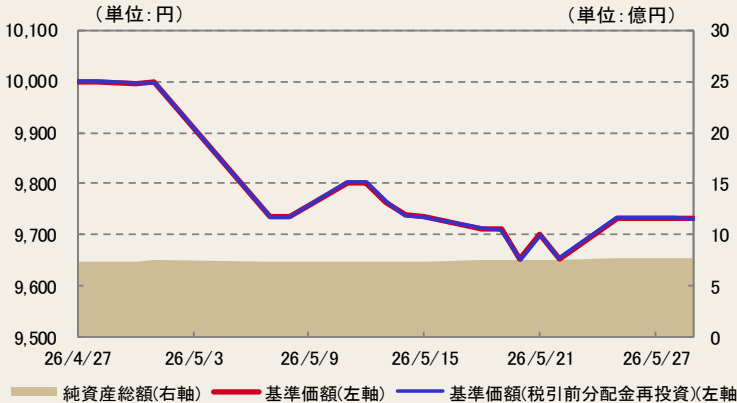
分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

基準価額・純資産の推移

2026/04/27～2026/05/29



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。
 ※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。
 ※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 ※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

組入上位10銘柄

銘柄名	種類	償還日	純資産比
1 第1375回国庫短期証券	国債証券	2027/4/20	79.6%
2 -	-	-	-
3 -	-	-	-
4 -	-	-	-
5 -	-	-	-
6 -	-	-	-
7 -	-	-	-
8 -	-	-	-
9 -	-	-	-
10 -	-	-	-
組入銘柄数			1銘柄

中東諸国の株式を対象とするHSBCパン・アラブ・マルチファクター指数(配当込み、米ドルベース)

本項目は、HSBCグループが作成したデータを掲載しております。

構成比率

	純資産比
株式	100.0%

国別構成比率

	純資産比
UAE	25.1%
クウェート	23.5%
カタール	22.4%
サウジアラビア	22.0%
オマーン	6.5%
バーレーン	0.5%

業種別構成比率

	純資産比
金融	34.3%
一般消費財・サービス	20.3%
コミュニケーション・サービス	16.6%
資本財・サービス	9.9%
エネルギー	8.5%
その他	10.5%

HSBC中東株式厳選ファンド

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種	純資産比
1 Mobile Telecommunications Company	クウェート	コミュニケーション・サービス	8.1%
2 Qatar Fuel Company (Woqod)	カタール	エネルギー	6.2%
3 ABU DHABI NATIONAL OIL COMPANY FOR DISTRIBUTION PJSC	UAE	一般消費財・サービス	4.3%
4 Jarir Marketing Company	サウジアラビア	一般消費財・サービス	4.1%
5 United Electronics Company	サウジアラビア	一般消費財・サービス	4.0%
6 Human Soft Holding Co	クウェート	一般消費財・サービス	3.9%
7 Borouge PLC	UAE	素材	3.5%
8 Ali Alghanim Sons Automotive Company	クウェート	一般消費財・サービス	3.3%
9 Qatar National Bank	カタール	金融	3.1%
10 Banque Saudi Fransi	サウジアラビア	金融	2.8%
組入銘柄数			54銘柄

ファンドマネージャーコメント

○市場動向

【中東株式市場】

当月中東株式市場は下落しました。月初は一時上昇する場面もみられましたが、その後は上値の重い展開となりました。中旬にかけては、中東情勢を巡る不透明感や原油価格動向、世界的な金利環境への警戒感などが投資家心理の重しとなり、GCC（湾岸協力会議）諸国の株式市場は軟調に推移しました。月の後半には下げ止まりの動きもみられたものの、戻りは限定的となり、月間では下落して終わりました。

【為替市場】

4月末から日本の大型連休中にかけて通貨当局による大規模な為替介入とみられる動きがあり、円高ドル安が急速に進みました。その後は、米国とイランの停戦交渉の停滞によるエネルギー価格の高止まりなどを背景にドルが買われたことに加え、日本政府の補正予算案を巡る財政悪化懸念などから円売り圧力がかかり、円安ドル高が進行しました。月を通してみるとドル円は円高ドル安となりました。

○運用状況

当ファンドは、2026年4月27日に新規設定し、中東諸国の上場株式を対象とするHSBCパン・アラブ・マルチファクター指数（配当込み、米ドルベース）（以下、参照指数）に円換算ベースで概ね連動する担保付スワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちました。

当月は、ドル円が円高ドル安となったことに加え、参照指数がマイナスとなったため、ファンドの月間損益はマイナスとなりました。特に国別ではUAEが、セクター別では金融が、参照指数にマイナス寄与となりました。

○今後の運用方針

引き続き、日本国債に投資するとともに、担保付スワップ取引を活用することで参照指数に円換算ベースで概ね連動する投資効果の獲得を目指します。

HSBC中東株式厳選ファンド

Ⅰ ファンドの特色①

1 中東諸国の上場株式を対象とするHSBCパン・アラブ・マルチファクター指数（配当込み、米ドルベース）に円換算ベースで概ね連動する投資成果を享受し、信託財産の成長を目指します。

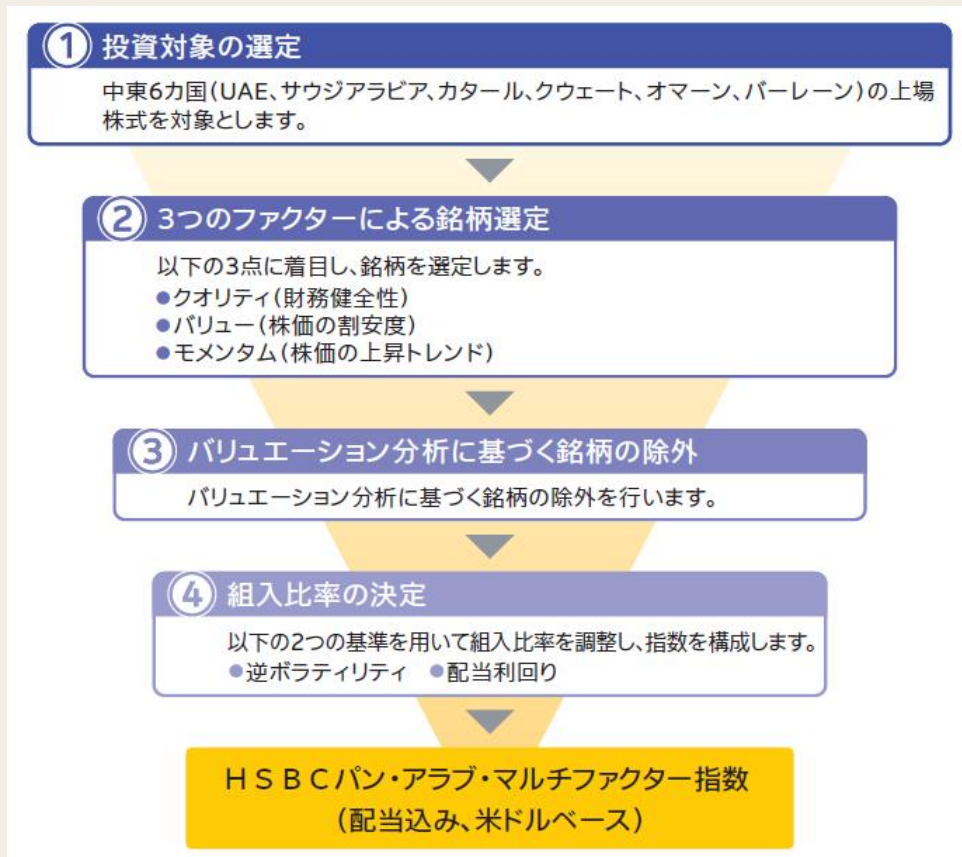
- 当ファンドは、HSBCパン・アラブ・マルチファクター指数（配当込み、米ドルベース）（以下「参照指数」といいます。）のリターン（損益）を享受する担保付スワップ取引を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、主にわが国の短期国債に投資を行います。
 - ・ 参照指数は、投資対象である中東各国（UAE、サウジアラビア、カタール、クウェート、オマーン、バーレーン）の上場株式（現地通貨建て）を米ドルに換算して算出されます。なお、投資対象国の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」を採用しています*。
- ※ クウェートについては、「米ドルペッグ制」ではなく、自国通貨を複数の通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」を採用しています（2025年12月末現在）。

担保付スワップ取引とは

実際に対象資産を保有していなくとも、相手方（主に金融機関）に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のリターンを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同様の投資効果を享受できる取引のことです。

- 担保付スワップ取引の相手方は、原則として香港上海銀行とします。
 - 原則として、ファンドの純資産総額に対する担保付スワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちます。
- 2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドは、米ドルベースの参照指数を円換算して収益を受け取る、円建てのスワップ取引を活用します。この仕組みにより、実質的に米ドル建ての資産に投資するのと同様の効果が生じるため、為替ヘッジを行わない当ファンドは、主に米ドルの円に対する為替変動リスクを負うことになります。

<参照指数の構築プロセス>



※ 上図は、当ファンドが投資成果の目標とする参照指数の構築プロセスを示したものであり、当ファンドが直接、個別銘柄の選定や組入比率の決定を行うものではありません。

※ 上記は参照指数の構築プロセスについて簡潔にご紹介したものであり、プロセスの全てを網羅するものではありません。

HSBC中東株式厳選ファンド

| ファンドの特色②

I. 香港上海銀行について

香港上海銀行は、世界57の国と地域でサービスを提供するHSBCグループの持株会社であるHSBC Holdings plcのアジア太平洋における中核子会社です。香港ドルの最大発券銀行でもある本銀行は、香港に本店を置き、銀行商品及び金融サービスを個人顧客・事業法人・金融法人・機関投資家向けに幅広く提供しています。

II. HSBCグループについて

HSBCグループは、世界57の国と地域にて展開する世界有数のグローバル金融グループです。個人、法人等のお客様に、個人向け銀行業務、法人・投資銀行部門、証券業務、資産運用、資産管理など幅広い金融商品とサービスを提供しています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

| 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドは担保付スワップ取引を通じて、実質的に参照指数に連動する投資成果を目指しますが、当該参照指数は現地通貨建ての株価を米ドルに換算して算出されており、現地通貨と米ドルの間の為替レート変動も指数の変動要因となります。投資対象国の多くが採用する「米ドルペッグ制」が将来的に変更・放棄された場合には、参照指数が大きく変動し、結果としてファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。

組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドで行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは担保付スワップ取引を活用します。

市場環境の急変や参照指数の算出がなされない等の理由により、当ファンドが行う担保付スワップ取引が対象株式市場のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

◆ カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

HSBC中東株式厳選ファンド

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ①

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までに支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込不可日	<申込日が下記のいずれかに該当する場合> <ul style="list-style-type: none"> ● 香港の銀行休業日 ● ロンドンの銀行休業日 ● サウジアラビア証券取引所の休業日 ● ドバイ金融市場の休業日 ● アブダビ証券取引所の休業日 ● カタール証券取引所の休業日 ● クウェート証券取引所の休業日 ● マスカット証券取引所の休業日 <申込日の翌営業日が下記に該当する場合> <ul style="list-style-type: none"> ● 香港の銀行休業日 ※ ファンドの主な投資対象地域である中東諸国では、イスラム暦に基づく特定の祝祭日（ラマダン明け祭、犠牲祭など）の期間、現地の金融商品市場が長期の連続休業となることがあります。このような場合、ファンドの公正な価値の算出が困難となるため、委託会社の判断により、臨時的休業日としてお申込み・ご換金の受付を行わない場合があります。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※ 受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事態 [※] が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 ※ 購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要取引対象とするスワップ取引の実施および評価額の算出ができない場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したとき
信託期間	無期限（設定日 2026年4月27日）
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要取引対象とするスワップ取引契約の相手方からの途中解約の申出、相手方の信用状況の著しい悪化や債務不履行の発生等により当該取引契約を継続できない場合には、繰上償還となります。 ● 次のいずれかの場合には、繰上償還させることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の残存口数が30億口を下回っているとき ・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、4月27日（休業日の場合は翌営業日）

※ 後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

HSBC中東株式厳選ファンド

お申込みメモ②

収益分配	<p>毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
信託金の限度額	1,000 億円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめ申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	<p>購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。</p> <p>※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>												
信託財産留保額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に 0.4% を乗じた額です。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用（信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.298%（税抜1.18%）を乗じた額です。運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p> <table border="1" data-bbox="411 1173 1485 1422"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分（税抜）</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.35%</td> <td>ファンドの運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.80%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容	委託会社	年率0.35%	ファンドの運用の対価	販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容											
委託会社	年率0.35%	ファンドの運用の対価											
販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 信託財産に関する租税 等 <p>※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> スワップ取引の管理費用として、円短期金利および実勢に応じた費用（0.73%）がかかります。 <p>※ 上記は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。</p>												

● 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

HSBC中東株式厳選ファンド

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

HSBC中東株式厳選ファンド（以下「当ファンド」といいます。）は、SOMPOアセットマネジメント株式会社が設定・運用を行います。「香港上海銀行」および「HSBCグループ」（以下「HSBC」といいます。）とSOMPOアセットマネジメント株式会社又はその関係会社との間に資本関係はありません。HSBCは当ファンドの設定、販売または運用ならびに当ファンドへの投資に関して一切の責任を負いません。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 SOMPOアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人資産運用業協会 ホームページ： https://www.sompo-am.co.jp/ 電話番号：0120-69-5432 ●リテール営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。